

日本民家集落博物館 誘導サイン等整備業務 仕様書

1. 業務名

日本民家集落博物館 誘導サイン等整備業務

2. 業務目的

本事業は、大阪・関西万博のシグネチャーパビリオン「EARTH MART」の茅が府に譲渡されることになったことを契機に（※1）、茅のリユースを行う日本民家集落博物館（※2。以下、「博物館」という。）を「万博レガシーの継承の場」とし、大阪における新たな魅力として国内外からの更なる観光集客や、府内の観光周遊を促進するため、博物館内外において新たな誘導サイン等（※3）を整備する事業である。

※1 大阪・関西万博のシグネチャーパビリオン「EARTH MART」の茅の大阪府への譲渡については、大阪府のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/jouhou/earthmartkaya-minshu-zotei.html>

※2 博物館の概要については別紙を参照のこと。

※3 本業務において「誘導サイン等」は、5.に示す誘導サイン、案内サインの総称として用いる。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水曜日）まで

4. 委託上限額

15,000,000円（税込） ・本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 業務内容及び提案を求める事項

受託者は次の（1）～（3）の業務を実施すること。

（1）博物館外（服部緑地内）における、誘導サインおよび案内サインのデザイン・設計

①誘導サイン

博物館外の誘導サインは、服部緑地の最寄り駅や駐車場から博物館への動線上に複数設置することにより、来館者を確実に博物館に誘導するためのサインである。

○自立型で、地上からの高さ1.5m以内とすること。

○板面には博物館名およびその英語表記（※4）、誘導サインから博物館への方向、距離を入れること。

○板面には二次元コードを貼付するスペースを必ず設けること。またスペースの大きさは来館者が視認できるサイズとすること（なお、二次元コードそのもの及びこれを読み込んで起動するデジタルコンテンツについては、提案不要である）。

②案内サイン

博物館外の案内サインは、服部緑地内での来館者の現在地と博物館の位置、道順を示し、また博物館の催事等の情報も併せて示すことにより、来館者の誘導と博物館情報の発信を行うサインである。

○自立型とし服部緑地内に2か所に（西中央広場入口及び緑地公園駅西口付近）設置すること。

○緑地公園駅西口付近の案内サインは既存板面の新調とする（板面サイズ 161cm（W）×180cm（H）×15cm（D））。

○西中央広場入口に設置する案内サインは、自立型で、地上からの高さ 1.5m以内とすること。

○案内サインには、博物館の催事ポスター、チラシ等を貼付するスペース（A2 縦サイズ）を設けること。

○板面には博物館名称およびその英語表記（※4）、また服部緑地内における博物館位置を示した地図を入れること

○板面の表示内容については多言語（※5）対応とすること。

※4 Open-Air Museum of Old Japanese Farmhouses

※5 多言語対応は、英語、中国語（簡体字及び繁体字）並びに韓国語を基本とする。板面表示は日本語及び英語を原則とし、中国語（簡体字及び繁体字）並びに韓国語については二次元コード等による情報提供を可とする。その場合、対応言語による表記のデータも納品すること。なお、二次元コード等とサーバーは本府が用意するため、不要である。

（2）博物館内における誘導サインおよび案内サインのデザイン・設計

①誘導サイン

博物館内の誘導サインは、館内の見学路に複数設置することにより、来館者を展示民家やトイレ等の施設に確実に誘導するためのサインである。

○自立型で、地上からの高さ 1.5m以内とすること。

○展示民家や施設名称およびその英語表記、また誘導サインからの方向・距離を入れること。

○展示民家およびその周辺は、映画やテレビドラマ等の撮影にも使用されることがあるため、着脱式とするなど、一時的な取り外しや再設置が容易なものとすること。

②案内サイン

博物館内の案内サインは、来館者の現在地、各民家までの道順、距離を示すためのサインである。

○自立型で、地上からの高さ 1.5m以内とすること。

○展示民家や施設名称およびその英語表記、また誘導サインからの方向・距離を入れること。

○誘導サインと同様に、展示民家およびその周辺は、映画やテレビドラマ等の撮影にも使用されることがあるため、着脱式とするなど、一時的な取り外しや再設置が容易なものとすること。

（3）誘導サイン等の製作・設置、既存の誘導サイン・案内サインの撤去

○発注者と協議の上、誘導サイン等を製作し、博物館外及び博物館内に設置すること。また既存の誘導サイン等（別紙参照）を撤去すること。

○誘導サイン等を設置する際は、設置方法や設置日時などを大阪府と十分に協議・調整したうえで実施すること。

○既存の誘導サイン等については、大阪府と協議、調整したうえで、再利用するものを除き、全て撤去すること。また、撤去後は大阪府と協議、調整したうえで、大阪府が指定する場所（博物館内）に運搬すること。

○なお、服部緑地内で、誘導サイン等の設置及び撤去に係る工事を行う場合は、事前に、大阪府に対する必要な法的手続きを行うこと。

提案事項1

○誘導サイン等の整備にかかる全体的なコンセプト

- ・博物館外における来館動線や博物館内の回遊動線等について、現状把握や課題の分析等を行い、全体的な誘導サインの整備コンセプトに関する提案を行うこと。

提案事項2ー1

○誘導サイン等の設置数、設置箇所、向き

- ・博物館外においては、来館者を確実に博物館に誘導できるような、また博物館内においては、来館者が展示民家やトイレ等の施設に確実に誘導できるような設置数、箇所、向きについて提案すること。

提案事項2ー2（任意）

○提案事項2ー1に加えて整備する案内サイン提案

- ・提案事項2ー1で提案する案内サインのほかに、博物館の来館以外の目的で服部緑地に訪れる来園者に向けて、来館意欲を喚起するような案内サインを提案すること。この場合において、新たな案内サインは西中央広場入口に設置する案内サインと同様に提案事項2ー1、3及び4を適用する。

提案事項3

○誘導サイン等の全体形状、大きさ、材質

- ・全体形状及び大きさは、服部緑地や博物館の景観と調和したものとし、博物館外、博物館内ごとに統一感のある形状、デザイン案を提案すること。
- ・脚や枠等の材質は、耐久性に優れ、修繕しやすいもの、また板面についても取替えや更新が容易な材質のものを提案すること。なお、耐久性については、板面は10年程度、脚や枠等は15～20年程度を想定している。

提案事項4

○板面デザイン

- ・来館者にとって分かりやすい表示内容の構成やデザインを提案すること。
- ・博物館への単純な誘導や案内、また博物館内の見学順路の単純な誘導にとどまらず、博物館の特徴や魅力とともに、万博レガシーの継承の場であることも感じられ、来館者にとって入館意欲や満足度が向上するようなデザイン案を提案すること。

提案事項5

○本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制・人員

- ・本業務全体を統括する責任者を設定（もしくは予定）の上、提案すること。

提案事項6

○本業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュール

提案事項7

○本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み

- ・サイン整備に関する独自の手法等や、過去5年間における類似事業の実績があれば示すこと。

6. 運営体制・スケジュール

○本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築するとともに、契約締

結後から事業完了までの詳細なスケジュールを策定すること。

○本業務全体を統括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）すること。未定の場合についても、予定している人材の専門分野等に関して示すこと。

○事業の実施にあたっては、2週間に1回程度は大阪府と協議・調整する場を設けること。

7. 事業全体にかかる留意点

○受託者は、業務の具体的な内容については、発注者と協議の上で決定すること。

○受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。

○事業実施状況については、発注者に随時報告すること。

○入館料、施設利用料、その他業務実施に必要な一切の経費については、委託金額の範囲で受託者が支払うこと。

○事業実施にあたっては、公園管理者等の関係者との調整を行いながら実施すること。

○受託者は、事業終了後、発注者に誘導サイン等の現地確認を依頼し、8.（2）に記載の完了検査とは別に、現地検査を実施すること。

8. 成果物の提出

受託者が大阪府へ提出する成果物は以下のとおりとする。

（1）事業計画書

○本件委託運営するため、受託後に発注者との協議を踏まえ、20日以内に全体のスケジュールを示した業務運営計画書を作成し、業務開始までに発注者に提出すること。

（2）完了報告書

○事業完了報告書や、記録写真等（誘導サイン等の製作・設置など）の関連資料を含む成果物一式を、契約期間内までに発注者に提出し、完了検査を受けること。

○成果物は現物をのぞき、印刷物の外、PDF ファイル形式の電子データでも提出すること。なお、板面については、A i 形式など、編集可能なデータでも提出すること。また当該電子データは、今後発注者において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

9. 著作権等の取り扱い

○成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は発注者が保有する。

○成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

○納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

10. 再委託について

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、発注者の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア 契約金額の相当部分を再委託すること。

イ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

11. その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行すること。